

令和 6 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

令和 6 年第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧	4
◎ 議事日程（2月19日）	5
開会宣告	7
諸般の報告	7
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	9
広域連合長の挨拶	10
日程第4 議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号の上 程及び提案理由説明	11
日程第5 上程議案等に対する質疑 〔議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号〕	14
日程第6 一般質問	22
日程第7 上程議案等に対する討論及び表決 〔議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号〕	35
日程第8 閉会中所管事務調査について	42
閉会宣告	43
会議録署名	44
参考資料 議案等審議結果一覧表	45
議案等質疑通告一覧表	47

上程議案等	51
-------------	----



令和 6 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第3号

令和6年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を下記のとおり招集する。

令和6年2月2日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

- 1 日 時 令和6年2月19日 午後2時
- 2 場 所 水戸市中央1丁目4番1号
水戸市役所7階 全員協議会室

以 上

議 員 出 席 表

令和 6 年第 1 回定例会

議席 番号	議員の氏名	第 1 日	議席 番号	議員の氏名	第 1 日
		2 月 19 日			2 月 19 日
1	大 津 亮 一	○	23	稲 川 新 二	○
2	飛 田 謙 一	○	24	風 見 好 文	／
3	矢 口 勝 雄	○	25	根 本 光 治	○
4	佐 藤 泉	○	26	櫻 井 健 一	○
5	関 口 忠 男	／	27	市 村 香	○
6	稲 葉 里 子	○	28	山 本 実	○
7	油 原 信 義	○	29	宮 内 守	○
8	廣 瀬 榮	○	30	高 野 衛	○
9	中 村 博 美	／	31	守 谷 智 明	○
10	小 室 信 隆	○	32	長 島 幸 男	○
11	藤 橋 隼	○	33	石 川 祐 一	○
12	熊 田 栄	○	34	菊 地 昇 悦	○
13	田 村 泰 之	○	35	加藤木 直	○
14	久保田 真 澄	○	36	寺 門 定 範	○
15	遠 藤 憲 子	○	37	菊 池 靖 一	○
16	五 頭 泰 誠	○	38	林 昌 子	○
17	雨 澤 正	○	39	平 岡 博	○
18	小 池 みよ子	○	40	高 橋 利 彰	○
19	平 田 健 三	○	41	安 田 忠 司	○
20	高 橋 典 久	○	42	植 竹 美智雄	○
21	吉 川 美 保	○	43	青 木 輝 明	○
22	寺 門 厚	○	44	新 井 邦 弘	○

説 明 員 出 席 者（地方自治法第121条第1項）

広 域 連 合 長	松 丸 修 久（守谷市長）
事 務 局 長	井 上 鏡 子
事務局次長兼会計管理者	沼 田 正 朋
総 務 企 画 課 長	永 作 薫
事 業 課 長	佐 谷 克 博

議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

議 会 事 務 局 長	小 野 克 也
書 記	植 竹 徹

提 出 議 案 一 覧

- 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 訴えの提起について
- 議案第 10 号 訴えの提起について
- 議案第 11 号 訴えの提起について
- 議案第 12 号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて
- 議案第 13 号 包括外部監査契約の締結について
- 報告第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 2 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
- 報告第 3 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

令和 6 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

令和 6 年 2 月 19 日（月）

午後 2 時開議

- 開会宣告
- 諸般の報告
- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 広域連合長の挨拶
- 日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査
に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及
び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算
- 議案第 7 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予
算（第 2 号）
- 議案第 8 号 令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 号 訴えの提起について
- 議案第 10 号 訴えの提起について

議案第11号 訴えの提起について

議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて

議案第13号 包括外部監査契約の締結について

報告第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

日程第5 上程議案等に対する質疑

【議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号】

日程第6 一般質問

日程第7 上程議案等に対する討論及び表決

【議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号】

日程第8 閉会中所管事務調査について

閉会宣告



議 事 日 程

2 月 1 9 日



午後 2 時

開会宣言

○議長（大津亮一君） それでは御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は38名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 6 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（大津亮一君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、御了承願います。

次に、地方自治法第121条第 1 項の規定により、説明のため、本定例会の会議に出席を求めた者の職、氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者のとおりでありますので、御了承願います。

次に、議員の異動について御報告申し上げます。

大洗町議会選出の今村和章議員、ひたちなか市議会選出の加藤恭子議員、高萩市議会選出の坪和久男議員、小美玉市議会選出の荒川一秀議員、八千代町議会選出の大里岳史議員、下妻市議会選出の原部司議員、茨城町議会選出の川澄敬子議員、東海村議会選出の吉田充宏議員、潮来市議会選出の田崎清議員、取手市議会選出の落合信太郎議員が選出元の市町村において任期満了となりました。

これにより、各選出元の市町村において広域連合議会議員の補欠選挙が執り行われ、令和 5 年11月 7 日に大洗町議会の菊地昇悦議員、同月14日に、ひたちなか市議会の雨澤正議員、同月29日に高萩市議会の藤橋隼議員、同年12月 1 日に小美玉市議会の長島幸男議員、同月13日に八千代町議会の安田忠司議員、同月21日に下妻市議会の廣瀬榮議員、茨城町議会の石川祐一議員、令和 6 年 2 月 6 日に東海村議会の寺門定範議員、同月15日に潮来市議会の平田健三議員、取手市議会の久保田真澄議員が当選されましたことを御報告いたします。

それでは、当選されました方々から御挨拶をいただきます。

初めに、菊地昇悦議員から御挨拶を願います。

○ **3 4 番**（菊地昇悦君） 大洗町議会から選出されました菊地でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） 14時1分、3番矢口勝雄議員が出席をいたしましたので、御報告申し上げます。

続きまして、雨澤正議員から御挨拶を願います。

○ **1 7 番**（雨澤正君） ひたちなか市議会選出の雨澤です。どうぞよろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、藤橋隼議員から御挨拶を願います。

○ **1 1 番**（藤橋隼悦君） 皆様、こんにちは。高萩市議会選出の藤橋隼でございます。現役の社会福祉士介護支援専門員として、後期高齢者の医療に携わっております。どうぞよろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、長島幸男議員から御挨拶を願います。

○ **3 2 番**（長島幸男君） 皆様、こんにちは。小美玉市議会議員の長島と申します。よろしく願いします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、安田忠司議員から御挨拶を願います。

○ **4 1 番**（安田忠司君） こんにちは。八千代町の議会から参加をさせていただきます安田忠司でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、廣瀬榮議員から御挨拶を願います。

○ **8 番**（廣瀬榮君） こんにちは。下妻市議会選出の廣瀬でございます。よろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、石川祐一議員から御挨拶を願います。

○ **3 3 番**（石川祐一君） 皆さん、こんにちは。茨城町議会選出の石川祐一です。どうぞよろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、寺門定範議員から御挨拶を願います。

○ **3 6 番**（寺門定範君） こんにちは。東海村議会選出の寺門定範といいます。よろしく願いいたします。

○ **議長**（大津亮一君） ありがとうございます。

続きまして、平田健三議員から御挨拶を願います。

○ **19番**（平田健三君） 皆さん、こんにちは。潮来市議会選出の平田健三です。よろしくお願いします。

○ **議長**（大津亮一君） 14時6分、13番田村泰之議員が出席をいたしましたので、御報告を申し上げます。

続きまして、久保田真澄議員から御挨拶を願います。

○ **14番**（久保田真澄君） 取手市議会選出の久保田真澄です。よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定について

○ **議長**（大津亮一君） 日程第1、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりに指定いたします。よろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○ **議長**（大津亮一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、36番寺門定範議員、37番菊池靖一議員、以上2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○ **議長**（大津亮一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

広域連合長の挨拶

○議長（大津亮一君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） 皆さん、こんにちは。お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。令和 6 年第 1 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、本年 1 月に石川県能登半島に起こった地震から一月半を超えておりますけれども、既に 240 名以上の方が亡くなり、今なお 1 万人を超える方が自宅を追われ避難をされております。

犠牲者の方に深い哀悼の意を表し、その御遺族と被害に遭われた方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。

さて、皆様御存じのとおり、マイナンバー法が改正となり、本年 12 月 2 日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、現行の被保険者証は廃止となります。

このことによりまして、医療機関での受付が簡単になることや過去の診療データの共有化でスムーズな診察が受けられるなど、被保険者、医療機関、保険者にとってメリットを享受することができるようになります。

当広域連合といたしましても、本年は制度改正に向けて、資格確認書の交付の準備やマイナ保険証の利用促進について取り組んでいく必要がございます。特に、被保険者の皆様の混乱を招かないよう、被保険者に対して丁寧な説明及び周知広報に努め、マイナンバーカードを取得していない方も含めて、全ての被保険者が、引き続き安心して必要な医療を受けることができるよう、国、県、市町村のほか、医師会等との関係機関と連携して、万全を期してまいりたいと考えております。

さて、本日は、包括外部監査を導入するための関係条例の制定や契約締結、令和 6、7 年度の保険料率改定等に係る関係条例の改正、令和 6 年度当初予算、令和 5 年度補正予算などの案件について御審議をいただくことになっておりますが、それぞれの自

治体でつちかわれた皆様の知見をお借りしながら、実りある定例会にしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げ、御挨拶をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大津亮一君） ありがとうございます。

14時10分、2番飛田謙一議員が出席をいたしましたので、御報告を申し上げます。

日程第4	議案第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について
	議案第2号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第3号	茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第4号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第5号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
	議案第6号	令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
	議案第7号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
	議案第8号	令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	議案第9号	訴えの提起について
	議案第10号	訴えの提起について
	議案第11号	訴えの提起について
	議案第12号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて
	議案第13号	包括外部監査契約の締結について
	報告第1号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）
	報告第2号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟

上の和解)

報告第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）

○議長（大津亮一君） 次に、日程第4、議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上16件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上16件を一括議題とすることに決しました。それでは、ただいまの16件について、提出者に提案理由の説明を求めます。広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） それでは、議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号までの提案理由を申し上げます。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定につきましては、広域連合組織の内部統制の強化を図ることなどを目的に、令和6年度から外部監査人による外部監査を導入するに当たり、地方自治法の規定に基づき条例の制定を行うものであります。

議案第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例及び議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の改正により、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保を図る観点から、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6、7年度の保険料率改定のほか、法施行令の改正に基づく賦課限度額の引き上げなどを行うため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,243万円とするものでございます。前年度当初予算と比較して18.4%、2億7,481万円の減額となります。

議案第6号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,944億7,870万7,000円とするものでございます。前年度当初予算と比較して4.5%、170億3,549万1,000円の増額となります。

議案第7号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,870万7,000円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,969万2,000円とするものでございます。

議案第8号 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7,333万4,000円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,906億4,277万6,000円とし、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、後期高齢者医療制度電算処理システムの改修経費3億4,837万円とするものでございます。

議案第9号から議案第11号 訴えの提起につきましては、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償しましたが、定められた期日までに支払いがないため、訴えにより、その支払いを求めるものでございます。

議案第12号 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることにつきましては、令和6年3月31日をもって、現在就任いただいている識見監査委員が任期満了となるため、後任者に磯崎和廣氏を選任することについて、議会の同意を得るものでございます。

議案第13号 包括外部監査契約の締結につきましては、令和6年度から包括外部監査を導入するに当たり、地方自治法の規定に基づき、外部監査人と契約を締結することについて議会の議決を経る必要があるので、提案するものでございます。

報告第1号から第3号 専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、議会招集の時間的余裕がなかったことから、地方自治法の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて専決処分をしましたので、その御報告と承認を求めるものでございます。

以上で、提案の理由を申し上げましたが、御審議の上、よろしく御賛同のほどお願いを申し上げます。

○議長（大津亮一君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

日程第5 上程議案等に対する質疑

○議長（大津亮一君） 次に、日程第5、議案第1号から議案第13号まで及び報告第1号から報告第3号まで、以上16件の上程議案等に対する質疑を行います。

なお、本定例会から議案質疑に対する発言時間の制限をなくしたところですが、議会会議規則第55条第3項に、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないと規定しております。限られた時間の中で円滑に質疑を行うため、御協力をお願い申し上げます。

それでは、質疑の通告がありますので、これを許します。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 15番、牛久市議会選出の遠藤憲子でございます。通告しております議案質疑を行います。

初めに、議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について、数点のお尋ねをいたします。

初めに、外部監査の必要性、そして今回の議案上程に至った経緯、続いて外部監査人の選定基準、概要、実施体制、報酬の見積額の根拠、そして最後にリスクマネジメントの充実、それぞれについてお尋ねをいたします。

続いて、議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。令和6年、7年度の保険料の改正は、準備基金約65億円のうち約30億円の取崩しで予算編成をされました。しかし、被保険者数も令和6年、7年と増加の推移です。保険料の増が見込まれることから、準備基金のさらなる取崩しによって、値上げではなく据え置きを検討はされたのか、お尋ねをします。

続いて、被保険者数を前年度比約1万7,000人増、3.72%増と見込み、算出をした根拠についてです。

続いて、議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の歳出、17ページよりです。11の役務費の中の手数料2,621万2,000円についてです。説明

では、指定金融機関等振込手数料、このことがうたってありますが、内容と計上に至った理由です。そして、12の委託料、外部監査委託料1,320万円。委託料の算出根拠です。

そして最後に、議案第6号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。歳入の32ページより、款、市町村負担金、目、保険料等負担金で、説明項目のところにあります保険料負担金について、前年度比約59億3,200万円増となっています。平均の値上げ額について、予算ベースで平均での値上げ額をお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） ただいまの質問に対して、御答弁を申し上げたいというふうに思います。私のほうからは、外部監査の必要性、そして、これまでの経緯、それから報酬、実施体制、概要、その辺の見積額の根拠、それからリスクマネジメントの充実ということになるかというふうに思います。

まず、私が昨年6月に連合長に就任をさせていただきました。当然、前連合長からの引き継ぎもございました。その中では、大きな問題は今の時点では見当たらないということも申し渡されましたし、非常に今までの運営が、ある意味、順調にきているのかなという一定の評価をさせていただきましたけれども、やはり3,700億という多額な金額。これらを今現在、正職員が27名、そのうち皆さんの市町村から派遣をいただいている一般の職員は3年ごとの交代、そして管理職は2年ごとの交代ということで、私にとって非常に3,700億という多額な資金をこれだけの正職員で動かしていくことに対する将来的な危惧もございました。

そういう中で、これらを何とか、もう少し体制的にも、きちっとしたものにしていきたいということと、それから、やはりどうしても継続性が薄れているということは、我々の目から見ても3,700億を、正直、監査委員の皆さんもいらっしゃいます。私も国保の監査を仰せつかった経験もございますけれども、現実的には1円まで、きちっと見ているかという、なかなかそこまでは難しいというのが現状でもございます。

そういう中で、今回、何とか外部の視点で、この数字を分析をしていただいたり、今までの流れも、本当にこのままでいいのか、またもう少し合理化できたり、もう少し

し、いろいろな形で負担を少なくなるというようなことも含めて検討できないかというようなことで、今回、外部監査等を入れて、しっかり見ていただこうと。

また、この広域連合に来ていただいている職員の皆様にも、やはり、ある意味での民間の外部監査という手法そのものも学んで帰っていただくことも、それぞれの自治体のためになるのではないだろうかというようなことで、外部監査の導入をさせていただきたいと考えております。

また、選定基準とか概要、実施体制でございますけれども、3,700億、そして、これからどんどん増えていく。今年は、今、提案理由で述べさせていただきましたけれども、4,000億に近いお金を扱っていく。これが4,500億、5,000億という形にこれからなってくるということを考えますと、やはりそういう実施体制をしっかりして、外部監査の目を入れていくということが非常に大切だというふうに思います。

それに、それらの能力ある外部監査法人ということで、やはりこれは、かなり専門的な知見を有する外部監査人でなければ難しいだろうということで、デロイトトーマツを選ばせていただいて、私も東京の事務所までお邪魔をして、どうだろうというお話をさせていただいたところでございます。

実施体制としては、外部監査人のほかに、二、三名の公認会計士を補助につけて行うというような体制で行うというようなことでございますので、それだけしっかりやっていたらというふうなこともございましたし。

報酬でございますけれども、まず基本費用が150万円。これは、包括外部監査人及び補助者が広域連合へ監査に来庁する際の旅費、それから監査報告書の作成等に要する経費、その他の消耗品でございます。

また、それに執務費用として、包括外部監査人及び補助者の執務経費として、時間単位1万7,500円に、監査に必要と見込まれる時間600時間に乗じて得た金額でございますので、これが今回、上程をさせていただきました1,320万円となり、これを上限ということにさせていただいております。

この金額の大小につきましては、それぞれおありになるかというふうに思いますけれども、県であったり、また水戸市であったりというような契約額と比べても、妥当な金額ではなかろうかというふうに思いますし、3,900億円の監査に責任を取れる監査法人の役員格であるパートナーであることを考えると、妥当な金額であるというように評価をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大津亮一君） 事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 次に、保険料率を据え置きにする検討はされたかということについて回答申し上げます。

準備基金投入額の検討の中で据え置きに関する場合の試算もいたしましたけれども、今回の法改正は、世代間を超えて負担能力に応じて全世代で社会保障制度を支え合おうという趣旨の制度改正となっております。そもそも国の制度設計が後期高齢者医療制度の保険料引き上げを前提といたしておりますので、据え置きとはせず、基金30億円を活用した上で保険料率を決定したところでございます。

次に、被保険者数を前年比1万7,000人増と見込んだ算出根拠についてでございます。令和6年度被保険者数につきましては、後期高齢者医療保険料確定賦課時における令和5年度被保険者数45万8,985人に、新規に資格を取得する見込み数4万6,769人を加算し、令和6年度死亡者数見込み2万9,709人を差し引いて、令和6年度の被保険者数を推計したところでございます。

次に、議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算において、指定金融機関振込手数料の内容及び計上した理由についてでございますが、当広域連合では、被保険者や医療機関に対する療養費の給付や業者に対する各種支払いなど、毎月3万件を超える公金の支出を指定金融機関等における振り込みによって行っております。

現在、公金の振込は事務手数料が無料となっておりますけれども、令和6年10月以降は、全国的に公金振込にかかる銀行間の手数料が有料と変更になります。

被保険者への療養費などの支払いには、口座振替が最も確実に速やかであるため、広域連合といたしましては、一定の費用負担はやむを得ないものとして来年度に予算要求を行うものでございます。

予算の算出に当たりましては、令和4年度振込実績を基に、令和6年度の被保険者数の伸びによる振込件数を見込んで、手数料単価を乗じた額になっております。同一日における同一相手方に対する振込を集約するなど、振込件数の削減に努めてまいりたいと考えております。

次に、外部監査委託料の算出根拠でありますけれども、先ほど議案第1号に係る答弁において申し上げましたとおり、今回計上しました額は、基本費用の150万円と、執務費用として監査に必要と見込まれる年間の時間600時間に時間単価1万7,500円を乗じた額に消費税を加算した額を計上いたしております。

次に、令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算前年

度比約59億3,200万円増になっている、平均の値上げ額についてでございます。

令和6年度保険料負担金の当初予算につきましては、制度改正を反映し試算いたしました。令和6年度保険料に年度末までの異動賦課に伴う保険者数の伸び率を乗じ、令和6年度の保険料を算出したところでございます。

平均の値上げ額でございますが、当初予算ベースで令和4年から令和6年までの3年間の平均値上げ額は約30億2,000万円でございます。令和2年から令和6年までの5年間の平均値上げ額は約26億3,000万円でございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和6年度につきましては、制度改正における予算積算をした結果、増額の幅が大きいものでございます。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

外部監査のことなのですが、連合長のほうから、必要性和か上程に至った経緯などが説明ありました。その中でリスクマネジメント、この充実という文言が入っていたと思うのですが、それについて御答弁なかったように思うので、その辺をもう一度、お願いいたしたいと思います。

私ども、監査そのものには反対するものではないのですね。しかし説明の中で、全国で初のこの外部監査ということで、なぜ広域連合が、この条例の制定になるのかという、大変素朴な疑問を持ちました。

確かに外部監査を導入しているのは、水戸市、それから、つくば市もあります。そういうところの地方自治体と、広域連合もそうなのですけれども、やはりちょっと立場というか、それが違うと思うのですね。その中で1,320万円という大変大きな金額をかけて、しかも、これ1年間の契約なのです。1年間の金額ですよ。ということでは、前から言っています広域連合独自の財源を持たないという中で、かなりの支出の金額が大変大きいというものなので、その辺について再度伺いたいと思います。

それと、先ほど議案第4号のほうでは、据え置きを検討の問題ですが、試算をされたということなのですが、もし分かる範囲ならば、試算の内容を少しお示しをいただきたいと思います。

それと、令和6年度の一般会計のほうの指定金融機関の手数料です。たしか今までは無料だという御答弁だったのですが、10月から全国的に銀行のほうの手数料自体が

変わるということなのですが。そうしますと、今まで手数料が発生しなかったということと、今回2,600万、かなりの大きな金額ですよ。これは銀行間によっても違うのではないかと思います、その辺もお示しをいただきたいと思います。

それと、外部監査の委託料の算出根拠で、基本が150万、そのほか600時間で単価が1万7,500円というの、これは、ほかのやっていたらっしゃるところと、どうなのか、その辺、もう一度確認をしたいと思います。

議案第6号のほうでは、全員協議会のほうの資料。これ平均の値上げ額が1人約7万107円から7万7,805円という、そういう平均の金額が出ていました。この中には、たしか令和6年度から出産育児一時金が加算をされると思うのですが、この金額がこの中に入っているのかどうか、その辺も確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） ただいまの再質問に対して、お答え申し上げたいというふうに思います。

リスクマネジメントの答弁がなかったというふうに思いますけれども、まさしくこの、これを導入することがリスクマネジメントでございますので、やはり第三者的な目を入れるということが、まずリスクを回避する一つの大きな方法であるということから、リスクマネジメントというのは、まさしく監査法人を入れることがリスクマネジメントだというふうに考えております。

また、全国初ということは、行政機関の皆さんは、全国初は大嫌いだし、ある意味で非常に、全てのことを変えないほうがいいという考え方の方もいらっしゃいますけれども、我々、議会または執行部というのは、常に時代の変化に即していかなければいけない。そのためには、日本で初めてであろうが、世界中で初めてであろうが、やるべきものはやっていくというのが正しい道だというふうに私は信じておりますので、その点の見解の違いはあったにしても、それが初めてであろうが2番目であろうが、そこには大きな差異はないのだろうというふうに思っております。

また、1万7,500円という単価について、どうかというようなことでございますけれども、これは当然、例えば弁護士であっても、30分で幾らというような基本単価等々もございますが、監査法人の場合は、先ほど申し上げましたように、外部監査人のほ

かに二、三名の公認会計士の補助も含めてというような考えでございますので、決して高いものではないだろうというふうに評価をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大津亮一君） 事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） お答えいたします。

まず、議案第4号のほうの据え置きを検討をした際の数字につきましては、申し訳ございません、今、手元にはございませんので、お答えができかねます。

議案第5号の指定金融機関の手数料の関係でございますけれども、これは私どもといたしましては、私どもの指定金融機関でございます株式会社常陽銀行さんとの協定に基づき、この額を算出しておりますので、もしかしたら、ほかの市町村さんにおかれましては、金融機関が違う場合には、金額が違う可能性というのは出てくるものかと思われます。

次に、議案第6号の保険料負担金の増加の中には、出産育児一時金は含まれてございます。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございませんか。

15番遠藤憲子君。

〔15番 遠藤憲子君 登壇〕

○15番（遠藤憲子君） 今、連合長のほうからも、リスクマネジメントは、要するに第三者のことを入れることで、それを充実をさせるんだという御答弁だったのですが、そうすると広域連合で何らかのリスクを今後、起こる可能性というのを連合長は、お考えなのかどうかですね。

今、私、前に申し上げたと思うのですが、広域連合って財源構成が限られているのですよね。国、県、それから支払基金、市町村、第1号の被保険者ですよね。そういう本当に使い道も限られて。それから収入も、このくらいの収入だということ。国からの通達が来ている、そういう中で、なおかつ外部監査ということで、新たな負担が発生するわけですよね。

そういうところで、その費用は、どこから出るのかというふうに考えると、独自の財源を持たない広域連合では、保険料にかかってくるのじゃないかというふうに考え

るわけですね。

決して高くはないという連合長のお答えですけれども、私たち、被保険者の方々とお会いしていると、本当にこの保険料が高いという話を如実に聞くわけですね。まして、また今回も値上げという、そういうような方向に進んでいる中で、やはり運営する側と、私たち被保険者と日々お会いしている方との、その温度差ですね。それを非常に今、答弁の中から感じてしまうのですけれども、その辺、リスクをどういうふうに今後、考えていかれるのか、その辺、もう少し詳しく伺いたいと思います。

あと、先ほど金融機関のあれなのですけれども、今、常陽銀行さんとの契約だということなのですが。そうしますと、この銀行さんがもし変わった場合には、またこのように振込手数料が発生するとか、そういうところを確認をしたいと思います。

○議長（大津亮一君） ただいまの質疑に対して、執行部の答弁を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） どこにリスクがあるのだということが、今お話ですと、国と県と各市町村から集めているお金だから、リスクはないよというふうに聞こえたのですが、お金が集まれば、リスクはそこに存在するのだろうというふうに思います。

私は、十四、五年前でありますけれども、国保連合会で、ある不祥事が起きた。十数億が非常に事件性の高いことで使い込みをされてしまったというようなことがございます。

人は信用しても、人というのは神様でもなければ聖人でもございません。我々、毎日、生きています中で、何かの誘惑に負けることも、なきにしもあらずでございますし、私は自分の人生の中で、清廉潔白に生きてきたとは申しませんし、そういう意味では、それぞれやはり誘惑というのは、あることが間違いないし、それが悪とは言わないまでも、できるだけ、そういう誘惑に流されないような歯止めをしていくことというのが、やはりリスクマネジメントだというふうに思います。

一般の家庭で、例えば扉を開けっぱなしにしておけば、もしかしたら何かあったら入りたいという気を起こしてしまう。できるだけ、そういう気を起こさないようなリスクを避けていくということから、皆さんは多分、自宅に鍵をかけているのだろうというふうに思いますし、そこは私は、そういうことにならないように。まして、現実的に茨城県内でも国保の連合会で、そういう事件があったということを踏まえたと、二度とそういう過ちは起こしてはならないという非常に強い思いもございました。

そういう意味からして、3,700億、4,000億というのを私が1人で1円まで管理できているかという、そんなことはございません。そのために専門家を入れて、そういう管理をしていただくことによって、少しでも、そういうリスクをなくしていくということが、今の段階ではベストな方法だろうというふうに思っております。

議会の皆さんの中から監査委員も出していただいておりますけれども、当然その議会選出の監査委員が1円まで見ていただけるかという、これもやはり、とにかく無理な話だろうというふうに思っておりますので、そういう意味では、今回の外部監査を入れることによって、少しでもリスクを減らしていくということが肝要ではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大津亮一君） 事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 公金振込の手数料についてでございます。

これにつきましては、全国的に公金振込の銀行間の手数料が有料になりますけれども、その手数料につきましては、定められた額に、銀行さんで、その上に各銀行さんの手数料等を載せたものが金額になってまいりますので、銀行が変わる場合には金額が変わってくることは出てくると思いますし、私どもも今の時点では、私どもと直接取引のある銀行さんからしかお話を伺っておりませんので、現時点では、この額としか把握しておりません。

○議長（大津亮一君） 以上で上程議案等に対する質疑を終結いたします。

日程第6 一般質問

○議長（大津亮一君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

なお、本定例会から一般質問に係る発言時間は、執行部の答弁時間を含めて30分以内としていることをあらかじめ申し上げます。

それでは、一般質問の通告がありますので、これを許します。

34番菊地昇悦君。

〔34番 菊地昇悦君 登壇〕

○ **34番**（菊地昇悦君） 34番、大洗町議会から選出されました菊地でございます。議員となりまして、初めての質問でありまして、広域連合の事業について、認識、間違っていると思われるところがありましたら、ぜひ指摘していただけてください。

まず、昨今の情勢からですが、株価の上昇が連日ニュースで伝えられております。私を含めて、年金暮らしの後期高齢者の方にとっては、全くこの大きなニュースが実感がない、そういう状況ではないかと思えるわけであります。むしろ、変わらず日々の暮らし、これが物価高騰の中で家計のやりくりが大変なっている。そういう苦労している状況ではないかと思えます。

そして、毎日食べなければなりません。健康づくりのためでもありますし、そのために買い物をしなければなりません。地元の商店、コンビニ、スーパーなど出かけるわけですが、それで中で一番多いのはスーパーだと思います。なぜか。品ぞろえがありますし、様々な商品の値引きが行われている、安く買えるというのが一番の理由ではないかと思えます。

そして、この連合の事務所で働く皆さんも、同じようにスーパーで買い物をされると思うのですが、今日、答弁者として事務局長がお答えいたしますが、事務局長さんにおいては、どのような状況でしょうか。私的な質問になってしまいましたが、可能ならば、お話しいただければと思います。

質問通告の本題に入りますが、まず確認したいと思います。令和5年度の一般質問の会議録を読みました。答弁の中で特徴的なことが幾つかあることが分かります。第1回、第2回の会議で共通している基金について説明をされています。質問の中で、高齢者の半数近くが所得なし層である。こういう方々に対して、例えば、こういう方々の立場に立って、茨城県独自の減免制度、必要ではないかという、こういう主張に対して、既に法定減免があること。そして、連合独自の財源を持っていない。こういうこと。また、基金はあったとしても、それは、それぞれの目的を持って積み立てられているというもので、減免に充てる、そういう趣旨のものではないというものであります。この内容について、間違いはないでしょうか。そして、質問者は前年度の方ですから、私に対して追加することがありましたら説明をしてください。

もう一点は、独自の財源がないという、こういう説明を何度もされています。これは何を意味するのかということを伺いたい。

私は、この説明を読んで、連合が年間予算を組んで事業を展開する、高齢者の心身の多様な健康課題に対して、きめ細やかな支援を実施する、地域全体で高齢者を支えて、健康寿命を延伸することを目的として取り組んでいるということでありまして、

これを行うための国、県、そして被保険者、現役世代などの拠出金によって財源が任されている。これは連合独自の財源ではないとするならば、一体これはどのように読めばいいのか伺います。既に法定減免は、この財源の中で行われているわけでありませう。

また、答弁の中で、こうも述べているわけでありませうが、今も言いましたが、当連合としては、現在のところ独自の減免制度をつくることは控えている。今後も各広域連合、あるいは国の国保制度における取扱い状況を慎重に見守っていきたい。このように考えておりますと答えています。あるいは、独自の減免を持ち合わせてはいないが、それぞれ目的を持って積み立てているが、その基金を現在、ここで使えるかどうか。これにつきましては、できるのかできないのか。また、申し訳ありませんが、現在のところはないという感じになるかと思う。このように説明をされています。

このように説明を読みますと、答弁を読みますと、何が何でも絶対にできない、やらないというものではなくて、慎重に見守りたいという、そういうことが受け止められます。あるいは、できるかできないかどうか、今のところは、そういう状況でありませうが、こういう答弁を聞きますと、私の優しさで受け止めるならば、所得なし層への配慮が求められていることを含んだ答弁だと、そのように解釈、受け止めておりますが、どうでしょうか。低所得者層への配慮を考える状況だと思うのだが、どうしたらいいのか、それがなかなか見つからない、答えが出てこない、そんなふうにも受け取れるような答弁でありませうが、いかがでしょうか。

また、そのことを課題として考えていく、そういう必要があるということを含んでいるのではないかと、伺います。

もう一点は、基金というものは、どのようにして積み立てられて生み出されているのかということでありませう。令和5年度末には、1年間で14億円も増え、過去最高額、積み立てられた。このように説明を受けております。基本的に毎年のように積み上げる基金は、どこから出てきているのか。事業を推進している皆さんにとっては、既に、その回答があるのだと思いますが、どのようなことでしょうか。

私の推察で申し上げれば、医療給付の見積りに問題はなかったのか。または、初めから基金に回すことを見込んだ予算立てになってはいなかったのかと考えてしまうわけでありませうが、多額の基金が発生する要因は、どのようなことがあるのか伺います。

1回目は、これで終わります。

○議長（大津亮一君） それでは、ただいまの一般質問に対して、通告に基づいて答弁をお願いをいたします。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） では、通告に基づき御答弁いたします。

まず、基金のあり方についてでございますが、後期高齢者医療事務につきまして、当広域連合の一般会計に財政調整基金、特別会計に後期高齢者医療給付費準備基金、そして茨城県に財政安定化基金を設けております。

まず、財政調整基金の積立てにつきましては、平成19年度に基金を設置する際と平成22年に一部取り崩した基金の同額を積み戻す際の2回、基金、積立てを行うための予算計上をいたしました。それ以外ですと、運用益を毎年、積み立ててございます。年度間の財政調整を行うことにより、広域連合財政の健全な運営に資するために設置をしております。

次に、後期高齢者医療給付費準備基金についてでございますが、運用益のほか、前年度の事業の確定に伴って、前年度繰越金から国、県、市町村等へ返還する負担金返還金を差し引いた額を第1号補正時において計上し、積立てを行っております。

主に、想定を超える医療給付費の増加による財源不足などの対応、保険料収入の不足への対応、保険料率の増加抑制などに対応するために設置されたものでございます。

本定例会におきましても、保険料収入の不足への対応や保険料率の増加抑制などのため、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算に必要額を計上しているところでございます。

最後に、財政安定化基金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、県に設置が義務付けられているものでありまして、積立ては国が示す標準拠出率を基準に県が定め、国、県、広域連合で毎年同額ずつの積立てを行っております。

見込みを上回る給付費の増加や保険料収納不足によって生じる財政不足を補い、広域連合の財政の安定化を図るために設置されているもので、この基金の活用が必要だと判断された場合には、県との協議を進めてまいります。

次に、広域連合の独自財源についてでございますが、後期高齢者医療制度は、医療費の給付や保険料の軽減分に対しては、法令に基づいて、県や市町村が財政的に支援をすることになっておりますが、事務経費に関する財源は、各市町村のように税収のような独自財源があるわけではなく、構成する各市町村が負担する共通経費負担金が大半となっております。

広域連合において、臨時の支出が生じる場合には、各市町村の負担増につながるた

め、今後も適正な予算の執行及び積算に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番菊地昇悦君。

発言の残り時間は18分50秒です。

〔34番 菊地昇悦君 登壇〕

○34番（菊地昇悦君） いろいろ説明いただきました。基金の活用に関して、もう一点、伺います。

令和6年度予算で準備基金の一部を活用した、このように説明されました。その中で茨城県が持っている財政安定化基金、これを大変積み上がっているわけですが、これが活用されていない。なぜなのだろうか。この基金活用について要請し、話し合いは行われたのかどうか伺います。

もう一点は、この準備基金の積立ての半分しか活用されなかった。これはなぜなのか伺います。

もう一点は、基金の積立てに関する質問に対して、どれくらいまで積み立てるべきと目安を考えているのか。これ令和5年度の質問がありました。これに対して、幾らまで積み立てるという明確な目標は持っておりません。このようにお答えをされております。

第3次、第4次の広域計画を読みますと、健全な財政運営という項で、準備基金の適正な管理に努めるとともに、県の安定化基金の活用を図ります。このように示されております。適正な管理ということをきっちりと示しているわけですが、これは銀行に預けて盗難に遭わないようにするというような、そんな話ではありません。野放図に積み立てていると言えば気分がよくないかもしれませんが、明確な目標はないということでは、適正な管理ということに照らし合わせて問題はないのか。そして、どんどん積み立てていくことは、結局は被保険者に及ぶのではないか。こういうふうに思うわけであります。本当の意味での適正な管理、適正な積立て、これを目指すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そして、基金のあり方、もう一点伺いますが、低所得者、所得なし層の方への減免制度をつくることの質問に対して、今もお答えありましたが、独自の財源がないというふうに述べられました。それならば、独自の財源をつくることを求めたい、このように思います。

基金の財源として、繰越金から国、県、市町村への返還金を差し引いて、その残り

を準備基金として積み立てている。なぜ、準備基金なのかと。これ1本に基金を積み立てる。こういうことによって、むしろ県の安定化基金が使いなくなってしまうのではないか。それだけ持っているのならば、連合で処理できるはずだという主張が非常に合理性を持ってしまう、こういうことにもつながるのではないか、懸念をするものであります。

したがって、準備基金だけに繰越金を積み上げるのではなくて、独自の財源のために、財政調整基金、こういう部分にも積み立てていく、両方の積立てが必要ではないか、このように思います。1本の準備基金という大木に自らを縛りつけるような硬直した在り方を見直すべきではないか、このように思います。

答弁の特徴として、慎重に見守りたい、こういう答弁を度々しているのです。慎重にという、文字どおり、慎んで重く受け止めて、この高齢の低所得者層に対して考えていくこと、これを求めたいと思います。

○議長（大津亮一君） ただいまの再質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） まず、今回、県の基金は相談しなかったのかという点につきましては、今回は国の制度改正によるものでございましたので、私どもの基金を活用するということで、県の基金を取り崩すということについての協議はいたしておりません。

また、基金の約半分ということで御質問いただきましたけれども、今、今年度、令和6年度予算が認められて、6年度末の基金残高が約35億ということになりますけれども、このうちの15億につきましては、令和7年度の保険料分の減免分で使うこととなりますので、約20億の残ということになります。そうすると、急激な医療費の増加とか、そういうものに対応するのには、これ以上の取り崩しというのは困難ではないかということで、今回は30億円ということにしましたものでございます。

また、基金の積立ての目標ということでございますけれども、あくまでも、いろいろなことで医療費の伸びが思ったほどではなかったとかいうことによる、残ったお金を積み立てておりますので、目標を立てて積み立てるものではないというふうに、明確な目標を持って積み立てられるものではないというふうに考えております。

また、独自の財源を持って、低所得者に対しては減免制度ということでございますけれども、そうやってまいりますと、結果、どこからか財源は必要になってまいります。

すので、今度、今回、被保険者の皆様全体の保険料を下げるために投入した30億とかというお金が使えなくなってしまうと、低所得者の方には、さらに減免ということになると、今度、一般的な保険料率が上がってくることになるような気が今、私はしておりますので、これに関しては慎重に、まずは内容を検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

34番菊地昇悦君。

発言の残り時間は11分32秒であります。

〔34番 菊地昇悦君 登壇〕

○34番（菊地昇悦君） いろいろと御答弁いただきました。基金の積立て、どのようにして発生しているのかということが、よく伝えていただけなかった、そのように思います。改めて、もう一度、質問いたします。

この県の安定化基金の活用ですが、取崩し基準というものが今日の会議の資料として配布されております。保険料収入率の悪化、そして給付費の見込みを上回る財源不足。こういうふうに、これが取り崩しの基準なのですね。

そこで今、保険料収入の悪化などということは考えられるのか。ほとんどいいですか、ほとんどまではいかないけれども、天引きで保険料を納めている。こういう状況にあります。8割が天引きだというふうにも言われている部分もありますが、茨城県の場合は、その実態は、どのような状況なのかということでもあります。こういう実態に合わない取崩し基準というものは、改めるべきではないかと。そういう制度がありながら、それが使えないというようなことであってはならない。こういうふうに思うわけではありますが、その考え方を伺います。

併せて、滞納者の数、そして率、そして滞納額、過去の実績資料を提出していただきたい、このように思います。

基本的には、取り崩し基準が妥当な条件なのかどうか、見直しの検討が必要ではないのか、このことを改めて伺います。

そして、冒頭、スーパーで買い物しますかと聞いたところ、お答えがなりませんでした。これは、この基金の取崩しが、基金との関係で言えば、低所得者層の方々は日々大変な生活をしているのですよね。私たちは、毎月きちんと定められた報酬額が入ってくる。5%の割引であっても、我々の5%と低所得者層の5%、例えば10円引き、これは全くその割合が違うわけであります。本当に高齢者の方々は、どのようにして

3食を食べるのか、こういう生活状況にあるわけであります。

そういう状況から見ますと、病は気からというふうにも言われております。少ない家計の中で保険料を払って、そして様々な食べ物に気をつけながら、健康に、そして長く生き続けたい、このように思っても、お金の心配がどうしてもつきまとう。お金がないという生活を考えたことがあるのだろうか。そういうふうに思うわけであります。

ぜひ、そういう立場の方々の気持ちに寄り添って、この後期広域連合の事業というものも進めていってもらいたい。体の健康のみならず、心の健康にも十分に目を向けて取り組んでいくことを重ねて求めまして、私の質問を終わりますが、もう一度、きちんと答弁を求めます。

○議長（大津亮一君） ただいまの再度の質問に対して、執行部の答弁を求めます。
事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 県の財政安定化基金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に、ただいまの取崩し基準が記載されてございますので、私ども独自で検討できるものではないというふうに認識をいたしております。

○議長（大津亮一君） 30番高野衛君。

〔30番 高野衛君 登壇〕

○30番（高野衛君） 議員番号30番高野衛です。通告順に従いまして、3項目4点について一般質問を行います。

1番、国庫負担の増額を求めることについてであります。

令和6年度及び7年度において、被保険者1人当たりの1年間の保険料負担は、前年度7万107円から令和6年、7年度は7万7,805円となり、7,698円の引上げが令和6年度、第1回定例会で提案されている状況です。物価高騰や年金の実質削減にあえぐ高齢者へ、さらなる痛みを強いることになります。

その一方で、高齢者医療に占める国庫負担の割合は、厚生労働省の提出資料によると、制度をスタートした2008年度は36.4%、2020年度は33.2%に減少してきました。

日本の総人口は減少局面に入っていますが、一方で、75歳以上の高齢者の人口は令和12年まで増加が続くことが見込まれ、同時に今後も医療費の増加も続けられると考

えられています。

対策としては、減り続けてきた国庫負担を抜本的に増額を求め、高齢者の負担を軽減し、充実した医療、安心した老後を送れるようにすることが重要だと考えます。

この点について、お考えをお伺いいたします。

二つ目、出産育児一時金の財源問題についてであります。

少子化対策の財源確保の名による出産一時金の増額、42万円を50万円に支援するために、茨城県後期高齢者医療連合は令和6年度と令和7年度、出産育児支援金6億円を負担することで、保険料の引上げの理由の一つにしています。

出産育児一時金の引上げに伴い、その財源の一部を後期高齢者の医療保険増額分に充てようとしていますが、弱い者同士で負担を押し付け合うようになる、このような仕組みにはしてはならないと考えます。財源は国の負担とすることが望ましいと思いますが、どのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

3番目、保育事業の推進について。

長寿と健康の保持増進を図るため、健康診査や検診未受診者への受診勧奨などが実施されています。現在、茨城県においては、全国平均を下回る受診率の状況にあり、健康診査の受診率の向上や重症化予防対策としての取組と課題についてお伺いいたします。

2点目、健康診査の事業において、疾病の早期発見、早期治療と重症化予防対策として、第3期データヘルス計画では、人間ドック、脳ドック受診への支援を行うとしています。事業の充実が重要と考え、内容についてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（大津亮一君） それでは、ただいまの一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） 高野議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、国庫負担金の増額を求め、高齢者の負担軽減を進めることについてでございます。

国庫負担割合につきましては、これまでも定率国庫負担割合の増加を含めた公費負担の割合を見直すよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して要望をいたしております。昨年5月にも要望を行ったところでございます。

国からは、財源の負担割合は制度の根幹に関わるものであるため、将来的な持続可能性を高めるために、どのような仕組みが適切かという観点から慎重な議論が必要な重い課題であると認識しており、その上で、定率国庫負担の増加については、財源確保の観点から課題があることを御理解いただきたいという考え方が示されておりますが、今後も後期高齢者医療制度の持続可能で安定的な運営に必要な財政支援及び高齢者にとって過剰な負担とならない対策を講じるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、出産育児一時金の財源問題についてでございます。

出産育児一時金に係る法改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、国の審議会や国会等において、様々な視点から議論がなされた上で最終的に決定したものであると承知をいたしております。

後期高齢者の立場からいたしますと、保険料率は低いほうが望ましいことではありますが、現役世代の負担が過重となり、後期高齢者医療制度を安定的に持続させていくことができなくなることは避けなければならないと考えております。

しかしながら、今後も少子高齢化の進展や医療費の増加など、高齢者医療を取り巻く環境の変化が考えられますことから、被保険者及び現役世代にとりまして、より望ましい制度となりますよう、後期高齢者の負担軽減につながる財政支援について、今後とも全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じ、国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、保健事業の推進について、健康診査受診率の向上や重症化予防対策についての取組と課題でございます。

初めに、健康診査における受診率の向上及び重症化予防の取組といたしまして、未受診者への受診勧奨を行っております。

具体的には、レセプトの情報から医療機関への受診歴が一定期間確認できない被保険者を抽出し、介護等のデータと突合の上で各市町村へ情報提供を行い、健診未受診者に対する受診勧奨をお願いしております。

課題といたしましては、データの提供後、市町村で独自に受診勧奨をお願いしており、現在21市町村での実施にとどまっております。引き続き、事業を実施いただけるよう、今後とも市町村と連携しながら受診率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人間ドック、脳ドック受診への支援についてでございます。

人間ドックにつきましては、令和4年度は31市町村で実施、令和5年度は34市町村で実施をしている状況でございます。人間ドック、脳ドックにつきましては、健診の

結果をデータ登録し、保健指導に活用できる体制を整えている場合、国の補助金の交付対象となるため、該当市町村に委託料を支払うことで支援をいたしております。令和6年度におきましても、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

30番高野衛君。

発言の残り時間は21分47秒です。

〔30番 高野衛君 登壇〕

○30番（高野衛君） 再質問いたします。

まず、1番目の国庫負担の増額を求める件。ただいまの答弁の結論としては、国に国庫負担の財政支援の対策を取るよう国に求めているという前向きな答弁をいただいたところですが、全国の後期高齢者連合の協議会の中で、いろいろと国に対して要望もしていただいているということで、12月にも広域連合の全国の協議会に対する要望がされました。事前に私も、その要望書などを拝見させていただいているところなのですが、いろいろ努力はされてはいるのですが、令和6年度において、茨城の広域連合、当初予算の中で、そういった国庫負担率の改善などは図れているかというのを確かめさせていただきたい。

それと、出産一時金の財源の問題ですが、これらについても国に要望を行っていききたいということで、それはそれで大変結構なことなのですが、後期高齢者の方の所得状況、令和4年度の広域連合の実態調査がされて、それによると所得なしという方が48.9%、約半数近くの方が所得ゼロなのですね。所得があるという方で、年間所得30万未満の方が18.3%、こういう結果が令和4年度ですから、現在もさほどは変わっていないと思うのですが、こういった非常に所得がない、あっても、わずかな金額と。このような状況の中で、出産育児金の支援を、負担を高齢者の皆さん方に求めるのは、私は大変酷な話だと、このように感じます。

国にも、そういうことで要望していききたいというような趣旨ですから、それはいいのですが、連合長として、この問題については、もう法律的に決まった問題ではありますけれども、これは国の全面的な財源で実施をするということが、やはり一番望ましいというふうに思います。そういう面で広域連合から、茨城県から、ぜひ声を発していただきたいと、このように思います。

保健事業の推進についてなのですが、受診率の向上のために、いろいろ努力されている。住民健診を無料にしているような自治体も、県内に幾つかあるというふ

うに聞いています。やはり受診の助成というのは、大変、受診率の向上に欠かせないというふうに思いますけれども、県内の無料などの状況など分かりましたら、お答えいただきたい。

それと、脳ドックと人間ドックの助成についても、国の事業などを取り入れて実施をする場合に補助などもあるというようなことなのですが、今、脳卒中などの脳の血管に関する病気、これは日本人で言うところの死因の4番目だということだそうです。さらに、脳の血管に関する病気が発症した場合には、介護が必要になるという原因は第2位ということで、まさに、特に脳の健診、脳ドックなどによって、早めに発覚して重症化を予防するということが極めて重要だと思います。

そういう点で、国の事業を活用してというようなこともありますけれども、これからの、そういう予防医療を充実させていくという点で、広域連合としても予算もつけながら対策を充実させていくということが必要じゃないかと、それについての見解もお伺いしたいというふうに思います。

○議長（大津亮一君） ただいまの再度の質問に対して、執行部の答弁を求めます。

事務局長井上鏡子君。

〔事務局長 井上鏡子君 登壇〕

○事務局長（井上鏡子君） まず、令和6年度の国庫負担金の割合についてでございますけれども、これは現在、国のほうで、厚生労働省がこのために用意している予算の中で、それぞれかかったものに対して割り返しをしていくということなので、現在どういう割合になっているかということ、現時点では割合については、お答えができません。実績ベースで割合が出てくるというふうに認識をいたしております。

また、出産育児一時金の件でございますが、国への要望にいたしましても、茨城県を後期高齢者というのではなく、やはり全国で一緒に声を上げていきたいというふうに考えてございます。

また、高齢者の健康診断、健康診査につきましては、基本的にはフレイル、虚弱対策とか生活習慣病の重症化予防というような、高齢者の特性を踏まえた保健事業に重点を置いた支援を国のほうと共に進めておりますので、現在、脳ドックに対しての特定の支援ということは、現時点では考えてございません。

○議長（大津亮一君） ただいまの答弁に対し、再質問はございますか。

30番高野衛君。

発言の残り時間は14分57秒です。

〔30番 高野衛君 登壇〕

○30番（高野衛君） 分かりました。

出産一時金の財源の確保の件で質問いたします。

先ほど出産育児一時金の負担を本当に所得の半数近くがない高齢者の年金暮らしの皆さん方に負担をさせるのは酷ではないかということを申し上げました。

それで、国のほうでも制度として、令和6年1年限りで激変緩和措置があるということが全員協議会の資料であるわけですがけれども。本来、所得割が9.66%を9%、今年1年限り、わずか0.66%の軽減だけを今年度は高齢者の方に負担をさせるということなので、そういう軽減措置もあるわけですがけれども。

しかし、1年限りの激変緩和ということでは、これはいけない。やっぱり高齢者の皆さんの医療を預かるものとして、激変緩和の措置も令和7年度以降も措置する。併せて、出産一時金、国の財源で行うということを連合長から国に、ぜひ求めていただきたい。それについての見解をお伺いいたします。

○議長（大津亮一君） ただいまの再度の質問に対して、執行部の答弁を求めます。

広域連合長松丸修久君。

〔広域連合長 松丸修久君 登壇〕

○広域連合長（松丸修久君） ただいまの質問について、御答弁申し上げたいというふうに思います。

連合長が、それだけ力があるかということ、現実はそんなに力があるものではございませんし、逆に言えば、今、高野議員のほうが国会に通じておられる部分も多々あるのだろうというふうに思いますので、やはり自分の支持する国会議員の皆さんに頑張っていただいて、国の制度改正という部分をしっかり、それぞれの議員さんも、そうだと思います。私1人に頼られて、申し訳ございませんが、そんなに強い体力を持つてはございませんので、ぜひとも、それぞれの議員さんも、地元の支持する国会議員にお願いをして、みんなで頑張ろうじゃありませんか。

以上でございます。

○議長（大津亮一君） 以上で一般質問を終結いたします。

日程第 7 上程議案等に対する討論及び表決

○議長（大津亮一君） 日程第 7、議案第 1 号から議案第 13 号まで及び報告第 1 号から報告第 3 号まで、以上 16 件の上程議案等に対する討論及び表決を行います。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

15 番遠藤憲子君。

〔15 番 遠藤憲子君 登壇〕

○15 番（遠藤憲子君） それでは、議案第 1 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 13 号に対する反対討論を行います。

まず初めに、議案第 1 号、外部監査、条例制定についてであります。監査委員制度については反対するものではありませんが、当広域連合でも監査委員が既に選任をされております。あえて全国で初めて、多額の費用をかけて外部監査を取り入れる根拠について伺いました。

連合長のほうからは、リスクマネジメントについての答弁がございました。さらに説明の中では、内部統制についてもうたわれております。このことは何を示すのでしょうか。職員への働く、そういう環境につながるのではないか、そのような懸念を致すものでございます。

広域連合の財源構成は、国や県、支払基金、市町村、被保険者と限られている中で、広域連合が独自に保険料の軽減をしてほしいと質問をいたしましても、独自の財源がない、このような答弁も何度もありました。実施には市町村への負担が増えるために難しいとのことでありました。

今回の財源、財政調整基金からの歳出ではありません。外部監査契約の締結、これは被保険者への保険料の上乗せになっているのではないかと考えるものです。よって、議案第 1 号と関連する第 5 号、議案第 13 号に反対をするものです。

また、議案第 4 号、第 6 号については、令和 6 年、7 年度の保険料改正についての議案です。今回、準備基金を約 65 億円のうち 30 億円を取り崩して、保険料が値上げとなることとなります。令和 6 年、7 年度では、被保険者数が約 3 万 3,000 人増え、保険料収入も増加をしています。この団塊世代と言われる昭和 22 年から 24 年生まれ世代。人口も多く、日本経済を支えてきた世代と言われ、年金についても、ある程度、確保されている世代であります。全てではありませんが、この世代、何事にもチャレンジ

精神が旺盛で活動する世代です。そうはいつでも、人数が多いために、ある程度の医療給付費は増えます。自分の健康は自分で守る、このように気を使う人が多く見受けられているのが分かります。

今回の値上げにつきまして、均等割、このことは低所得者にも該当してまいります。所得割がかかるのは年金153万以上、月12万円の人を対象となり、年金が月約13万、14万円、この所得が高いと到底言えない人も負担増となってまいります。働く世代の定年延長もあり、地域で暮らし続ける元気な高齢者をいかに生み出していくのか。人生100年時代が、まさに問われております。

その一つには、日頃からの食生活の見直しや生活習慣病、健康や病気に対する意識づけ、健康診査の健診率の向上、病気の早期発見、重症化予防など、各自治体とも連携をしながら、高齢者の暮らしと命を守ることが急がれております。

しかし、2024年度から後期高齢者にも、新たな負担を課す国の法律改正が行われ、子育て支援のため後期高齢者医療保険への負担、1人当たり、これは予算ベースですが、年間で690円の負担が課せられました。また、2026年にも、子ども子育て支援金制度、これが新たな負担となってくることが予想されています。

本来、子育て支援は国が責任を持って進めるべき政策であります。長年働き、税金を支払い、保険料も支払い、国を支えてきた高齢者に新たな負担は課すべきではありません。

国の言う持続可能な制度、もともとは75歳で今までの保険から切り離され、別の保険にする、この医療制度、当初から運営困難が予想されておりました。年金収入が生活の中心である高齢者に、国の負担を減らし、今後もさらなる負担を課すことには反対です。よって、議案第4号、議案第6号に反対をするものです。

委員各位にご賛同をお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（大津亮一君） 16番五頭泰誠君。

〔16番 五頭泰誠君 登壇〕

○16番（五頭泰誠君） つくば市議会の五頭でございます。

それでは、議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第13号の5件につきまして、賛成討論を行わせていただきます。

議案第1号、広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定につきまして、本広域連合は3,900億円という非常に大規模な予算を取り扱う組織であります。その中には、被保険者の皆様から預かる保険料も含まれており、財務執行上の適正性の

確保は必須であります。

そこで、外部の専門的な知識を有する第三者から客観的な検査検証を受けることは、適正な行財政運営につながるものですので、私としては、ぜひ広域連合に外部監査を導入していただきたいと存じます。

続きまして、議案第4号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後期高齢者医療制度において、後期高齢者の医療給付費については、5割を国、県、市町村の公費負担で、約4割を現役世代からの支援金で賄い、残りの約1割を後期高齢者の保険料で負担するものとされております。

現在、後期高齢者の医療給付費の約4割を負担している現役世代の支援金は、制度創設時に比べ、令和4年には1.7倍まで上昇しており、今後も現役世代の負担が重くなると考えられます。

今回の条例改正における次期保険料率については、被保険者の増加に伴う医療費給付費の増加、そして、このたびの全世代対応型の持続可能な社会制度に構築するための制度改革等の影響を踏まえ、必要な保険料を適正に見込み、保険料率を算定したものと考えられます。

また、保険料率の設定においては、準備基金を30億円活用していますが、これは基金を一括活用しない場合に比べ、被保険者が等しく負担する均等割額の増加を約半分に抑えたものとなっており、令和8年、9年度におきましても、このたびの法改正などにより保険料の明らかな増加が見込まれることから、将来的な基金の活用を考慮した場合に、ある程度の残高が必要と考えられます。

今後、さらなる医療給付費の増加が見込まれる中、被保険者の生活への影響について十分配慮し、制度の安定的な運営をお願いし、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものでございます。

次に、議案第5号、一般会計予算につきましては、職員の人件費や庁舎の管理など組織の基本的な運営経費を扱う経費であります。前年度当初予算と比較して18.4%、2億7,481万円の減額となっております。

今回、一般管理経費において、指定金融機関等振込手数料や外部監査に要する経費が新たに計上されておりますが、指定金融機関等振込手数料は、本年10月から全国的に公金の振込にかかる銀行間の手数料が有料となることに伴い、必要額が計上されたものであります。被保険者に対して速やか、かつ確実に療養費などの給付を行うため、同手数料の負担は、やむを得ないものと考えます。

また、包括外部監査につきましても、意義については先ほど申し上げたとおりですが、他自治体の予算規模と比較しても特別高額とは言えず、適正に見積もられていると考えられます。

次に、議案第6号、特別会計予算につきましては、前年度当初予算と比較して4.5%、170億3,500万円余りの増額になっておりますが、被保険者の増加により、医療給付費も同様に伸びていくことを見込んで、医療機関に対する支払いが滞らないよう算定されているものであります。後期高齢者の皆様が今後も安心して医療を受けていただくための必要な額が計上されているものと考えられます。

次に、議案第13号、包括外部監査契約の締結につきましては、契約額は他の自治体の予算規模と比較しても過大とは言えず、相手方も日本最大級の会計事務所トーマツの共同経営者であるパートナーであり、他の地方自治体の包括外部監査補助者として実務に精通しており、外部監査委人として適任と思慮されます。

以上のことから、私はこれらの議案に賛成するものであります。

最後に、連合長が今回、新たなチャレンジをしたということでございますけれども、今、私どもが問われているのは、危機管理の心構えだと思います。いろいろなことが突然、起こってくるかもしれません。それに対して、どう対応するか。

コップの中の水が半分あるとします。いざ、有事に際しては、これをまだ半分あると考え、余裕を持って冷静に判断することですね。平時のときには、もう半分しかないと考え、そのための今回は連合長の新たなチャレンジなのだろうと。これを最悪の事態を想定して少しずつ備え足していく。そういうリスクのマネジメントについても、そういう考え方で、新たなチャレンジとして、私は賛同するものでございます。

委員の皆様にも御賛同いただけることをお願い申し上げ、私からの賛成討論を終わります。

○議長（大津亮一君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第３号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第３号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第４号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第４号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第５号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第５号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 起立者多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第1号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決しました。

これより報告第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第3号は、原案のとおり承認することに賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大津亮一君） 総員起立であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 閉会中所管事務調査について

○議長（大津亮一君） 次に、日程第8、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会からの申出のとおり決定することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大津亮一君） 御異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（大津亮一君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。よって、令和6年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

大津 亮一

3 6 番

寺門 定範

3 7 番

菊池 靖一



参 考 資 料



議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件 名	上程年月日	議 決 結 果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 2 号	茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 3 号	茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 5 号	令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 6 号	令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 7 号	令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 8 号	令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第 9 号	訴えの提起について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	

議案番号	件 名	上程年月日	議 決 結 果
		議決年月日	
議案第10号	訴えの提起について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第11号	訴えの提起について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
議案第12号	茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて	R 6 . 2 . 19	原案同意
		R 6 . 2 . 19	
議案第13号	包括外部監査契約の締結について	R 6 . 2 . 19	原案可決
		R 6 . 2 . 19	
報告第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	R 6 . 2 . 19	承認
		R 6 . 2 . 19	
報告第 2 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	R 6 . 2 . 19	承認
		R 6 . 2 . 19	
報告第 3 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	R 6 . 2 . 19	承認
		R 6 . 2 . 19	

議案等質疑通告一覧表

【議案質疑】

発言順位 1

質 問 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和6年2月9日
質 問 事 項			答 弁 者
1【1. 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について】 ①外部監査の必要性、②今回の議案上程に至った経緯、③外部監査人の選定基準、概要、実施体制、報酬の見積額の根拠、④リスクマネジメントの充実とは。			広域連合長
2【2. 議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】 ①令和6・7年度の保険料改正により準備基金約65億円のうち約30億円の取り崩しでも被保険者には負担増となる。被保険者数も増加し値上げではなく、据え置きを検討はされたか。 ②被保険者数を前年比約17,000人増(3.72%増)と見込み、算出した根拠について			事務局長
3【3. 議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 歳出p17】 ①11 役務費の中の手数料26,212千円について ・指定金融機関等振込手数料の内容と計上した理由。 ②12 委託料 外部監査委託料 13,200千円 ・委託料の算出根拠。			事務局長
4【4. 議案第6号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 歳入p32 市町村負担金、保険料等負担金で保険料負担金】 ①前年比約59億3,200万円増。 平均の値上額は。			事務局長

【一般質問】

発言順位 1

質 問 者	菊地 昇悦 議員	受付日	令和 6 年 2 月 9 日
質 問 事 項			答 弁 者
1 【1. 基金のあり方について】 基金の積立て、活用についての考え方など。			事務局長
2 【2. 広域連合の財源】 独自の財源とはどのような財源か。			事務局長

【一般質問】

発言順位 2

質 問 者	高野 衛 議員	受付日	令和 6 年 2 月 9 日
質 問 事 項			答 弁 者
1 【1. 国庫負担の増額を求めることについて】 令和 6、7 年度において被保険者の保険料負担は引き上げが提案されている状況です。物価高騰や年金の実質削減にあえぐ高齢者へ痛みを強いることとなります。高齢者医療費（給付金＋患者負担）に占める国庫負担の割合は制度スタートした 2008 年度 36.4%、2020 年度 33.2%（出典：厚生労働省提出資料より）に減少してきました。国庫負担を抜本的に増額を求め、高齢者の負担軽減を進めることが重要と思います。考えをお伺いします。			事務局長
2 【2. 出産育児一時金の財源問題について】 少子化対策の財源確保の名による出産一時金の増額（42 万円⇒50 万円）を支援するため、茨城県後期高齢者医療広域連合は（令和 6 年度、7 年度）出産育児支援金 6 億円を負担することで保険料引き上げ理由の一つにしています。財源の一部に後期高齢者の医療保険料増額分に充てようとしています、「弱い者同士で負担を押し付け合うようになる仕組みにしてはならない」と考えます。財源は国の負担とすることが望ましいと思いますが、どのような見解をお持ちですかお伺いします。			事務局長
【3. 保健事業の推進について】 1）長寿と健康の保持増進を図るため健康診査や検診未受診者への受診勧奨などが実施されています。現在茨城県においては、全国平均を下回る状況にあり健康診査受診率の向上や重症化予防対策についての取り組みと課題についてお伺いします。 2）健康診査事業において早期治療と重症化予防対策として人間ドック、脳ドック受診への支援を行うとしています。事業の充実が			事務局長

重要と考え、内容についてお伺いします。	
---------------------	--

【討 論】

発言順位 1

発 言 者	遠藤 憲子 議員	受付日	令和6年2月9日
発 言 事 項			
【反対討論】 1. 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について 2. 議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 3. 議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 4. 議案第6号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 5. 議案第13号 包括外部監査契約の締結について			

【討 論】

発言順位 2

発 言 者	五頭 泰誠 議員	受付日	令和6年2月9日
発 言 事 項			
【賛成討論】 1. 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について 2. 議案第4号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 3. 議案第5号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 4. 議案第6号 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 5. 議案第13号 包括外部監査契約の締結について			



議案第 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の
制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例を別紙のと
おり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

広域連合の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を行うこ
とにより、広域連合の監査機能の独立性・専門性を一層充実させるため、標記条例を制
定するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第2条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、法第292条において準用する法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。

2 広域連合と包括外部監査契約を締結した法第292条において準用する法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 広域連合が法第292条において準用する法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 広域連合が出資しているもので法第292条において準用する法第199条第7項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 広域連合が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 広域連合が受益権を有する信託で法第292条において準用する法第199条第7項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 広域連合が法第292条において準用する法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第3条 茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号。以下「規約」という。）第3条に定める区域の住民のうち法第291条の6第1項において準用する法第75条第1項の請求権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 広域連合議会は、法第292条において準用する法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契

約に基づく監査によることを求めることができる。

3 広域連合長は、法第292条において準用する法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 広域連合長は、前条第2項各号に掲げるものについての法第292条において準用する法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

5 規約第3条に定める区域の住民は、法第292条において準用する法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとしたため、標記条例の改
正を行うものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（令和２年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を「地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２５２条の１７の規定に基づき、地方公共団体から派遣された職員」に改める。

第７条第２項中「期末手当」を「期末手当等」に、「職員（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に限る。）」を「地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 3 号

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることから、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保を図る観点から、本広域連合会計年度任用職員について、令和 6 年度から勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
(令和2年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、同条第2号中「及び期末手当」を「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第23条から第28条までを2条ずつ繰り下げ、第22条中「この条」を「この条及び次条」に、「それぞれの」を「それぞれその」に改め、「死亡した日現在」の次に「。付則第16条第3項において同じ。」を加え、同条を第23条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第24条 県給与条例第22条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同上中「職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」に、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第14条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条 県給与条例第22条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フル

タイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 104 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条の規定により、令和 6 年度及び令和 7 年度の後期高齢者医療制度の保険料率を定めるなど所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「令和 4 年度及び令和 5 年度」を「令和 6 年度及び令和 7 年度」に、「100 分の 8.50」を「100 分の 9.66」に改める。

第 9 条中「令和 4 年度及び令和 5 年度」を「令和 6 年度及び令和 7 年度」に、「46,000 円」を「47,500 円」に改める。

第 10 条中「66 万円」を「80 万円」に改める。

第 12 条第 1 号ア中「財政安定化基金拠出金及び」を「財政安定化基金拠出金、」に改め、「法第 117 条第 2 項の規定による拠出金」の次に「及び法第 124 条の 2 第 2 項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」を加え、同条第 3 号中「所得割総額は、被保険者均等割総額」の次に「の 48 分の 52 に相当する額」を加える。

第 14 条第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に、同条第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 3 条 令和 6 年度において、茨城県後期高齢者医療広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第 10 条中「80 万円」とあるのは、「73 万円」とする。

（1）昭和 24 年 3 月 31 日以前に生まれた者

（2）令和 7 年 3 月 31 日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80

号) 第 50 条第 2 号の認定を受け、被保険者の資格を有している者(前号に掲げる者及び昭和 24 年 4 月 1 日から昭和 25 年 3 月 31 日までに生まれた者で 75 歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。)

第 4 条 令和 5 年の基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない者に対して課する令和 6 年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は 67 万円とし、後期高齢者負担率は 100 分の 12.24 とする。

3 第 1 項の場合における所得割率は、100 分の 9.00 とする。

議案第 5 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,222,430 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1, 217, 609
	1 負担金	1, 217, 609
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰越金		2, 000
	1 繰越金	2, 000
5 諸収入		2, 819
	1 預金利子	2
	2 雑入	2, 817
歳入合計		1, 222, 430

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		2, 851
	1 議会費	2, 851
2 総務費		357, 008
	1 総務管理費	356, 761
	2 選挙費	59
	3 監査委員費	188
3 民生費		860, 570
	1 社会福祉費	860, 570
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		2, 000
	1 予備費	2, 000
歳出合計		1, 222, 430

一般会計

議案第 6 号

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 394,478,707 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 町 村 負 担 金		78,511,805
	1 市 町 村 負 担 金	78,511,805
2 国 庫 支 出 金		124,386,887
	1 国 庫 負 担 金	94,837,888
	2 国 庫 補 助 金	29,548,999
3 県 支 出 金		33,098,605
	1 県 負 担 金	33,098,604
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
4 支 払 基 金 交 付 金		154,192,927
	1 支 払 基 金 交 付 金	154,192,927
5 特別高額医療費共同事業交付金		242,459
	1 特別高額医療費共同事業交付金	242,459
6 財 産 収 入		130
	1 財 産 運 用 収 入	130
7 繰 入 金		3,442,069
	1 一 般 会 計 繰 入 金	860,570
	2 基 金 繰 入 金	2,581,499
8 繰 越 金		7
	1 繰 越 金	7
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		603,817
	1 延滞金、加算金及び過料	4
	2 預 金 利 子	3,932
	3 雑 入	599,881
歳 入 合 計		394,478,707

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		9 9 3, 3 2 1
	1 総 務 管 理 費	9 9 1, 9 7 9
	2 賦 課 徴 収 費	1, 3 4 2
2 保 険 給 付 費		3 9 1, 6 0 5, 9 4 7
	1 療 養 諸 費	3 6 5, 9 6 9, 8 5 4
	2 高 額 療 養 諸 費	2 4, 1 1 6, 1 2 5
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1, 5 1 9, 9 6 8
4 特別高額医療費共同事業拠出金		2 4 2, 6 6 0
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	2 4 2, 6 6 0
5 保 健 事 業 費		1, 5 5 3, 9 8 6
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1, 5 5 3, 9 8 6
6 基 金 積 立 金		1 3 6
	1 基 金 積 立 金	1 3 6
7 公 債 費		9 8 0
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	9 7 9
8 諸 支 出 金		7 6, 6 7 7
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7 6, 6 7 7
9 予 備 費		5, 0 0 0
	1 予 備 費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		3 9 4, 4 7 8, 7 0 7

議案第 7 号

令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 38,707 千円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,439,692 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,471,851	△39,251	1,432,600
	1 負 担 金	1,471,851	△39,251	1,432,600
5 諸 収 入		2,082	544	2,626
	2 雑 入	2,081	544	2,625
歳 入 合 計		1,478,399	△38,707	1,439,692

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,790	△483	2,307
	1 議 会 費	2,790	△483	2,307
2 総 務 費		290,129	△9,892	280,237
	1 総 務 管 理 費	289,884	△9,892	279,992
3 民 生 費		1,183,479	△28,332	1,155,147
	1 社 会 福 祉 費	1,183,479	△28,332	1,155,147
歳 出 合 計		1,478,399	△38,707	1,439,692

議案第 8 号

令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ173,334千円を削減し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ390,642,776千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

令和 6 年 2 月 19 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 町 村 負 担 金		70,457,328	△421,403	70,035,925
	1 市 町 村 負 担 金	70,457,328	△421,403	70,035,925
2 国 庫 支 出 金		121,523,915	△118,856	121,405,059
	2 国 庫 補 助 金	30,670,312	△118,856	30,551,456
5 特別高額医療費共同事業 交 付 金		255,795	△40,867	214,928
	1 特別高額医療費共同事業 交 付 金	255,795	△40,867	214,928
6 財 産 収 入		103	51	154
	1 財 産 運 用 収 入	103	51	154
7 繰 入 金		2,854,400	401,162	3,255,562
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,183,479	△28,332	1,155,147
	2 基 金 繰 入 金	1,670,921	429,494	2,100,415
10 諸 収 入		580,007	6,579	586,586
	1 延滞金、加算金及び過料	4	790	794
	2 預 金 利 子	2,072	1,860	3,932
	3 雑 入	577,931	3,929	581,860
歳 入 合 計		390,816,110	△173,334	390,642,776

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		1,262,205	△43,132	1,219,073
	1 総 務 管 理 費	1,260,768	△43,093	1,217,675
	2 賦 課 徴 収 費	1,437	△39	1,398
2 保 険 給 付 費		374,413,192	0	374,413,192
	1 療 養 諸 費	356,612,004	0	356,612,004
	2 高 額 療 養 諸 費	16,352,838	0	16,352,838
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,448,350	0	1,448,350
4 特別高額医療費共同事業 拠 出 金		256,000	△40,872	215,128
	1 特別高額医療費共同事業 拠 出 金	256,000	△40,872	215,128
5 保 健 事 業 費		1,346,364	△96,161	1,250,203
	1 健康保持増進事業費	1,346,364	△96,161	1,250,203
6 基 金 積 立 金		2,999,952	51	3,000,003
	1 基 金 積 立 金	2,999,952	51	3,000,003
8 諸 支 出 金		10,443,162	6,780	10,449,942
	1 償還金及び還付加算金	10,443,162	6,780	10,449,942
歳 出 合 計		390,816,110	△173,334	390,642,776

別 表 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	電 算 シ ス テ ム 経 費	348,370

議案第 9 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県坂東市

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成31年4月12日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が自転車を押しながら交差点を渡る際に、相手方の運転する大型貨物自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金10,175,506円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 10 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県筑西市

個人

2 事件の要旨

- (1) 平成29年1月10日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が自転車で走行していた際に、相手方の運転する大型貨物自動車に衝突され、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 8,137,253 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日から完済の日まで年3分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 11 号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したが、定められた期日までに支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

茨城県つくば市
法人

2 事件の要旨

- (1) 令和 3 年 2 月 10 日に、茨城県後期高齢者医療の被保険者（以下「被害者」という。）が介護サービスの運動中に安全配慮義務違反があり、受傷した。
- (2) 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 58 条第 1 項の規定により、被害者が相手に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償請求金 1,396,920 円を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えを提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し、損害賠償金の支払いを求める。
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日まで年 3 分の割合で遅延損害金の支払いを求める。
- (3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要がある場合は、上訴する。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議案第 12 号

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、識見を有する者として、下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を得るものである。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

氏 名	いそ ざき かず ひろ 磯 崎 和 廣
生年月日	昭和 30 年 12 月 29 日
住 所	茨城県東茨城郡茨城町

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員が令和 6 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、上記の者を監査委員に選任したいので、議会の同意を得るものである。

参考

いそ ざき かず ひろ
磯 崎 和 廣 氏略歴

昭和 49 年 4 月	水戸市職員に採用
平成 22 年 4 月	水戸市水道部長に就任
平成 24 年 3 月	水戸市水道部長を退任
平成 24 年 4 月	水戸市総務部長に就任
平成 28 年 3 月	水戸市総務部長を退任
平成 28 年 4 月	一般財団法人水戸市農業公社専務理事に就任
平成 28 年 10 月	一般財団法人水戸市農業公社専務理事を退任
平成 28 年 10 月	水戸市代表監査委員に就任
令和 2 年 10 月	水戸市代表監査委員を退任
	現在に至る

議案第 13 号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、包括外部監査契約を次のように締結するものとする。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告 |
| 2 | 契約金額 | 13,200,000 円を上限とする額 |
| 3 | 契約の相手方 | 氏名 大道 良幸
資格 公認会計士 |
| 4 | 契約の期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

（提案理由）

広域連合の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者との包括外部監査契約を締結し、行政活動における財務執行上の適正性を検証することにより、適正な行財政運営に資するものである。

包括外部監査契約を締結するに当たっては、地方自治法第 252 条の 36 第 2 項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるので、これを提案する。

報告第 1 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和4年（ワ）第527号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年9月4日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和4年（ワ）第527号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が道路を歩行にて横断していた際に、相手方の運転する普通貨物自動車に衝突され、受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金11,289,923円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、11,500,000円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第 2 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和4年（ワ）第396号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年12月6日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和4年（ワ）第396号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が自転車で横断歩道を走行中に、相手方の運転する普通乗用自動車に衝突され、受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金20,519,260円の支払いを求める訴えを提起したものである。

なお、被害者の治療は継続中で、訴訟期間中も医療給付費は増え続けていたため、請求額を31,954,487円とした。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、30,000,000円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者側の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。

報告第 3 号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

（専決処分の理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、第三者行為による損害賠償請求訴訟の和解をすることについて、専決処分した。

専 決 処 分 書

水戸地方裁判所令和4年（ワ）第532号損害賠償請求事件に関し、下記のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年12月6日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松 丸 修 久

記

1 事件名

水戸地方裁判所 令和4年（ワ）第532号損害賠償請求事件

2 当事者

原告 茨城県後期高齢者医療広域連合

被告 個人

3 事件の要旨

茨城県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）が交差点において、夫の運転する普通乗用自動車に同乗中、相手方が運転する普通乗用自動車との衝突事故により、受傷した。

原告は、代位取得した第三者行為による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害賠償金22,093,557円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、8,837,423円を支払う条件で和解する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

5 和解理由

水戸地方裁判所より上記の和解案が提示され、被害者側の過失があることなどから、その内容が適当と認められるため。